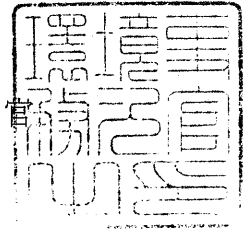


環境産発第1704031号

平成29年4月3日

奈良県知事 殿

環境事務次官



平成29年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について

環境行政の推進につきましては、平素から格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分対策につきましては、数次にわたる廃棄物処理法の改正により、罰則の強化や排出事業者の責任強化等の規制強化を図るとともに、地方環境事務所が拠点となって、関係省庁や都道府県等と緊密に連携した全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化等を行い、大規模事案を中心に新規に判明される事案を減少させるよう、早期発見及び早期対応による未然防止及び拡大防止の取組を推進してきたところです。

その一環として、平成19年度より、監視活動など不法投棄等を発生させない環境づくりを更に強化していくための取組として、国、都道府県、政令市、その他市町村、市民等が連携し、具体的な監視活動や啓発活動を一齐に実施するために、毎年5月30日から6月5日までの期間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、廃棄物関係団体、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一齐に実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化しているところです。

平成29年度においても、別添実施要綱のとおり、同ウィークを設定いたしますので、本取組の趣旨を御理解の上、各種事業の実施に御協力をいただくとともに、貴管内市町村及び関係団体に対しても周知、協力いただきますよう、御配慮のほど、よろしく願いいたします。